



# 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がはじまりました



なにが無償化の対象となるの？

## 【無償となるもの】

- 御殿場市授業料利用者負担額
- 入園受入準備料

## 【場合によって無償となるもの】

- 預かり保育利用料 (30分50円、1日最大450円)  
保育の必要性が認められる場合、無償となります。詳しくは11ページをご確認ください。
- 副食費 (開所日×220円)  
第三子以降のお子様は無償となります。また、ご家庭の課税状況によっても無償となる場合があります。

## 【無償とならないもの】

- 入園の際にかかる、園服、ランドセル、座布団等の必要用品  
(計2~3万円程度)
- 毎月のPTA会費・教材費 (1,000円/月)



なにか必要な手続きはあるの？

## 【手続きが必要なもの】

- 預かり保育利用料  
保育の必要性の認定が必要です。利用する前月の末日までに申請してください。

## 【手続きがいらぬもの】

- 御殿場市授業料利用者負担額、入園受入準備料
- 副食費 (対象となる方に別途通知します。)